

立川市立第六小学校 P T A 規約

第1章 名称および所在地

第1条 この会は立川市立第六小学校 P T Aと称し、立川市立第六小学校内におく。

所在地：東京都立川市羽衣町2-29-22

第2章 目的

第2条 この会は会員が協力して、家庭・学校・社会において児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 活動

第3条 この会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員が互いに教養を高め、教育の理解を深める。
- (2) 会員相互の親睦をはかる。
- (3) 家庭と学校、地域社会との密接な連絡を保ち、児童の生活環境をよくする。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第4章 方針

第4条 この会は次の方針により活動する。

- (1) 会員の総意によって民主的に運営し、自主団体として他からの干渉を受けない。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよらず、営利を目的とする行為は行わない。
- (3) この会と主旨を同じくする他の団体および機関と協力する。
- (4) この会、または会の代表の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 学校の運営、管理、人事に干渉しない。
- (6) 個人情報については、別途定める「立川市立第六小学校 P T A個人情報取扱規則」に基づき、責任をもって管理する。

第5章 会員

第5条 この会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 第六小学校に在籍する児童の保護者
 - (1) 家庭を1会員とする
- (2) 第六小学校に勤務する教職員
 - (以下「教員」という。校長は含まれない)

第6条 入会および退会については以下のとおりとする。

- (1) 入会届の提出をもって入会したものとみなす。
- (2) 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
- (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会になる他、退会届の提出、または所定の退会手続きをもって退会することができる。

第7条 この会の会員は、会費として1家庭月額250円を納めるものとする。

第6章 会計

第8条 この会の会計は会費・寄付金・その他の収入によって充当する。

第9条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて運用する。

第10条 この会の会計決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日におわる。

第7章 機関

第12条 この会の円滑な運営と活動の推進をはかるため、次の機関をおく。

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| (1) 総会 | (2) 運営委員会 | (3) 合同委員会 |
| (4) 本部役員会 | (5) 学年会 | (6) エリア会 |
| (7) 学年部会 | (8) 校外部会 | (9) 役員選考委員会 |

第8章 総会

第13条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関であり、会長が召集する。

第14条 総会は定期総会および臨時総会とする。

第15条 定期総会は、年度初めに開催し、次の事項について、報告の承認または議事の議決を行う。

- (1) 前年度の活動報告および決算報告（特別会計を含む）
- (2) 会計監査報告
- (3) 新年度の活動計画および予算（特別会計を含む）
- (4) 新本部役員候補者および新会計監査候補者の役員選考委員会からの報告と承認
- (5) その他重要事項

第16条 総会における議決権は、各会員1票とする。

第17条 定期総会は、委任状を含めた会員数の二分の一以上の出席をもって成立し、議決は出席会員数の過半数による。

- 2 臨時総会は、運営委員会、または会員の十分の一以上の要求があったとき開催することができる。
臨時総会の成立および議決は、定期総会に準じる。

第18条 臨時総会は、出席による手間を省くとともに、委任状ではなく全会員の意思を反映させ合理的かつ民主的な議決権の行使のために、書面決議によって代えることができる。（書面総会）

第9章 運営委員会

第19条 運営委員会は、総会につぐ議決機関であり、構成は次のとおりとする。

- (1) 各学年委員より1名
- (2) 各エリア委員より1名
- (3) 本部役員
- (4) 校長およびPTA担当教員

- 2 運営委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 総会において議決された事項の執行
- (2) 各機関の連絡調整
- (3) 総会に提出する議案等
- (4) その他必要な事項

- 3 運営委員会は、本部役員および会計監査の欠員の補充をすることができる。

第20条 役員選考委員会委員長は必要に応じ、運営委員会に出席することができる。

第21条 運営委員会は、会長が招集し開催する。

- 2 本部役員会または運営委員会構成人員の五分の一以上の要求がある場合は、会長は速やかに運営委員会を招集する。

第22条 運営委員会は、全員一致による議決に努めることとし、採決を要する場合は、出席人員の過半数により議決する。

第23条 運営委員は、各機関の代表者として各機関の意思を代弁し、運営委員会の決定または関係事項について所属機関の会員への周知に努めるものとする。

第10章 合同委員会

第24条 合同委員会は、議決権を有しない連絡機関とし、この会の各機関および会員の意思の疎通を図り、よりよい活動を行うための話し合いの場であり、構成は次のとおりとする。

- (1) 各学年委員
- (2) 各エリア委員
- (3) 本部役員
- (4) 役員選考委員
- (5) 校長およびP T A担当教員

第25条 合同委員会において審議を要する事項が生じたときは、総会または運営委員会において議決するものとする。

第26条 合同委員会は役員会で必要と認めた場合に随時会長が招集して開催する。

第11章 本部役員会および本部役員

第27条 本部役員会は運営の責任をもつ機関で、運営委員会の議決に従ってこの会を運営する。

第28条 本部役員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 副校長、保護者3名程度
- (3) 会計 保護者2名
- (4) 書記 保護者2名程度
- (5) 庶務 保護者2名程度

第29条 本部役員会は会長が招集して随時開催する。

第30条 本部役員会の運営および本部役員の任務については、細則に定める。 (細則第2章)

第12章 会計監査

第31条 会計監査は、この会の会計を監査し、定期総会に報告する。

- 2 会計監査は、保護者2名、教員1名とする
- 3 会計監査は、すべての会議に出席できるが、議決権を持たない。

第13章 学年会

第32条 学年会は学年ごとの会員で構成され、学年活動を推進するために必要な協議と執行ができる機関である。

- 2 互選により学年ごとに学年委員2名程度を置く。
- 3 学年会は学年委員が招集して随時開催することができる。

第33条 学年会の運営および学年委員の任務について必要な事項は、細則に定める。 (細則第3章)

第14章 エリア会

第34条 エリアは、学校の定める集団下校地区割りによるものとする。

第35条 エリア会は、エリアごとの会員で構成され、各エリア内の安全に関する活動を行う機関である。

- 2 互選によりエリアごとにエリア委員2名程度を置く。
- 3 エリア会はエリア委員が招集して隨時開催することができる。

第36条 エリア会の運営およびエリア委員の任務について必要な事項は、細則に定める。（細則第4章）

第15章 学年部会および校外部会

第37条 第32条に定める学年会および第35条に定めるエリア会について、相互の連絡機関として、学年部会と校外部会をおく。

第38条 学年部会は各学年会より選出された委員、校外部会は各エリア会より選出された委員により構成される。

- 2 学年部会および校外部会は、会長もしくは部会担当副会長が必要に応じて招集することができる。

第39条 学年部会および校外部会の運営と活動について必要な事項は、細則に定める。（細則第5章）

第16章 役員選考委員会

第40条 第28条に定める本部役員、第31条に定める会計監査の選考事務を取り扱うため役員選考委員会をおく。

第41条 役員選考委員会の構成ならびに運営について必要な事項は、細則に定める（細則第6章）。

第17章 役員、会計監査等の任期

第42条 本部役員、会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期に限り3年を限度とする。

- 2 各委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じて補充された場合、任期は前任者の残任期間とする。

第43条 役員選考委員会の委員の任期は、新年度定期総会までとする。

第18章 兼任

第44条 本部役員および各委員は、他のいずれの役職も兼任することができない。

第45条 会計監査は、他のいずれの役職も兼任することはできない。

- 2 会計監査をPTA担当教員が兼任することはできるものとする。

第19章 規約等の改正

第46条 この規約は、総会において出席会員数の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。

第47条 この会の運営に関する必要な細則および規程類は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定または変更することができる。ただし、この場合総会の事後承認を受けなければならない。

第20章 補則

第48条 校長は、学校を代表して、総会、運営委員会、本部役員会等に出席して意見を述べることができる。

第49条 この会が全体で取り組む活動または参加する活動については、ひらく会員に協力員として協力を求めることができる。

附則

この規約は、昭和38年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和48年3月16日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、昭和53年4月26日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、昭和55年4月26日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成2年4月21日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成5年4月24日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成5年4月24日から施行する。 (一部改正)

附則

(施行期日)

この規約は、平成8年4月20日から施行する。 (全部改訂)

附則

この規約は、平成10年4月18日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成13年4月21日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成15年4月13日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成19年4月21日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成20年11月16日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成22年4月17日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、平成28年4月23日から施行する。 (一部改正)

附則

この規約は、令和2年7月31日から施行する。 (一部改正)